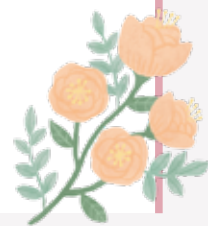


子どもを養育している人には

各種手当があります

子育て推進課 ☎ 85-6201



制度改正について

次の改正が予定されています。

① 児童手当

■ 改正時期

令和6年12月支給分
(令和6年10月分)

■ 変更点

- ・ 所得制限を撤廃
- ・ 支給期間を18歳の年度末(高校生世代)まで延長
- ・ 第3子以降の支給額を3万円に増額
- ・ 第1・2子にカウントする年齢を、22歳の年度末(大学生世代)まで拡大

※ 監護に相当する世話などをし、生計費を負担している場合に限り

・ 支給月を偶数月の年6回に変更
(現在は2月・6月・10月の年3回)

② 児童扶養手当

■ 改正時期

令和7年1月支給分
(令和6年11月分)

■ 変更点

- ・ 所得制限の限度額引き上げ
- ・ 第3子以降の多子加算額を第2子と同額に変更

	支給対象	手当の月額
① 児童手当	平成21年4月2日以降に生まれた児童(中学校修了前の児童)を養育している人	児童1人につき ○3歳未満…1万5000円 ○3歳～小学生…(第1子・第2子)1万円、(第3子以降)1万5000円 ○中学生…1万円
② 児童扶養手当	父母の離婚などで父か母と生計を別にして、平成18年4月2日以降に生まれた児童を ・ 監護(※)している母 ・ 監護し、かつ生計を同じくする父 ・ 監護し、かつ生計を同じくし、養育している人	○児童1人の場合 …1万740円～4万5500円 ○2人目 …5380円～1万750円加算 ○3人目以降 …1人につき3230円～6450円加算
③ 県遺児手当	■②④は、一定の障がいがある場合は20歳未満の児童が対象 ■③は県内に、④は市内に住所がある人に限る	児童1人につき ○1～3年目…4350円 ○4・5年目…2175円 ○6年目以降…支給なし
④ 子ども福祉手当	※ 監護…監督し保護すること。児童の生活について種々配慮し、かつ衣食住の面倒などをみていること	児童1人につき ○小学生まで…2000円 ○中学生…3000円 ○高校生世代…4000円

- ※ いずれも所得制限あり。手続きをした翌月分から支給します。
- ※ 制度改正により、①②の内容が一部変わります(下記参照)。
- ※ 手続き方法など詳しくは、市ホームページを見るか問い合わせてください。



ID:1002513

■ 現況届について

①を受給している人は、一部の人を除き提出不要です。提出が必要な人には6月初旬に郵送します。

②③④を受給している人は、年1回の現況届などの提出が必要です。現況届などは8月初旬に郵送しますので、内容を確認して手続きをしてください。